

いじめ対策の更なる充実を目指し、 府中市いじめ防止対策推進条例 が制定されました。

(施行日 令和5年4月1日)

市・学校・保護者・市民・関係機関等が連携し、市立小・中学校の子どもたちを社会総がかりでいじめから守り、府中市の子どもたちが安全な環境で、安心して学校生活を送ることを目指します。

児童
生徒

いじめの禁止 (第4条)
いじめを行ってはならない。

市・教育
委員会

市の責務 (第5条)

いじめ防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

保護者

保護者の責務 (第7条)

保護する児童等がいじめを行うことがないように指導に努めます。児童等がいじめを受けた場合には、いじめから保護します。市及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めます。

学 校

学校の責務
(第6条)

児童等や保護者、地域住民、関係機関等と連携し、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組みます。いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

令和5年4月
府中市・府中市教育委員会

なぜ「条例」をつくったのですか？

いじめ対策について、基本理念（第3条）を定め、府中市全体でいじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進していくために条例を策定しました。

次のことを、基本理念として定めています。

- 全ての児童・生徒が安心して学校生活が送れるようにするため、学校の内外を問わずいじめが行われないようにするための取組を行います。
- 児童・生徒の生命や心身を保護し、いじめから確実に守ります。
- 児童・生徒のいじめに関する理解を深め、いじめを見たり、聞いたりするなどいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにするための取組を行います。
- 学校のいじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、一人の教員だけが対応するのではなく、学校全体で組織的に対応します。
- 学校と市、東京都、地域住民、家庭、その他の関係者が連携し、社会全体でいじめの問題を克服するための取組を行います。

「いじめ」とは、どのような行為のことをいうのですか？

いじめとは、受けた人が、心や体に苦しみや痛みを感じる行為のことをいいます。インターネットを通じて行われるものも含まれます。

※ 条例（第2条）では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」としています。

「継続性がない行為」「偶発的な行為」「相手を特定していない行為」「謝罪等によりすぐに解決した行為」などでも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。

ふざけた だけなのに…



こっそり話した つもり…



注意した だけなのに…



思ったこと書いた
だけなのに…

相手が嫌だと感じたら、それは、「いじめ」です。

「いじめ」の対応はどのように行うのですか？

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、全教職員で、未然防止の取組を充実させるとともに、いじめの早期発見・早期対応を行い、いじめの解消を目指します。

※ 「学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページや保護者会等で学校の取組について周知・啓発します。

いじめ対応の流れ

未然防止

教科等の授業

様々なかかわりを通して、互いのよさや違いを認め合います。

いじめ防止に関する授業

「いじめは絶対に許されない行為であること」など、年3回いじめについて考えます。

児童会・生徒会の活動

「いじめを許さない学校をつくる標語づくり」など、いじめ防止について考えます。

教員研修

いじめの定義の理解、学校の組織的対応の在り方など、教員のいじめの対応力の向上を図るため、年3回いじめに関する研修を実施します。

早期発見 早期対応

- 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の確認
- 定期的な面談
- アンケート
- 本人及び周りからの相談
- スクールカウンセラー（臨床心理士等）による日常的な面接
- スクールカウンセラーによる全員面接（小5、中1）
- 地域住民、警察、児童館、学童クラブ等からの情報提供

「学校いじめ対策委員会」による組織的対応

- ① 一人一人の教職員が気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告
- ② 対策委員会は、校長の指示の下に、報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議
- ③ 教職員は、協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に対策委員会に報告する。

教職員個人ではなく、組織として「いじめを認知」します。

学校におけるいじめの対応

学校は、認知したいじめを教育委員会へ報告し、連携しながら、いじめの解消に向けた対応を行います。

学校は、次のような対応を組織的に行います。

- 被害児童・生徒の安全確保
- スクールカウンセラーによる心のケア
- 学校サポートチーム(スクールサポーター)との連携
- いじめを伝えた児童・生徒の安全確保
- 保護者への報告
- 加害児童・生徒への指導
- 再発防止に向けた日常的な観察

もし、重大事態※が発生したら

重大事態への対処

学校又は教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条に基づき、重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行います。なお、その調査結果について、市長が必要があると認めるときは、再調査を行うことができます。

※ 重大事態とは、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」の第28条第1項に規定する事態であり、いじめにより当該学校に在籍する児童等の「①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や児童等が「②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されています。

ふあん なや
不安や悩みがあるときは …

ひとり なや そうだん
一人で悩まず、相談しよう

ふちゅうしりつきょういく そうだんしつ
府中市立教育センター相談室

いじめ、^{がっこうせいかつ}学校生活、^{こそだ}子育て等に関する相談

042-360-4188

げつようび きんようび ごぜん じ しょうご
月曜日から金曜日 午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで(時間外は留守番電話で受付)

ふちゅうしきょういくいんかい
府中市教育委員会

じかんこども
24時間子供SOSダイヤル

いじめの問題やその他の子供に
かん そうだんぜんぽん
関する相談全般

24時間対応

フリーダイヤル

なやみいおう

0120-0-78310

ぜんこくとういつ
全国统一ダイヤル

はな とうきょうこども
話してみなよ 東京子供ネット

いじめ、^{たいばつ}体罰、^{ぎやくたいとう}虐待等の子供の^{じんけんしんがい}人権侵害に関する相談

フリーダイヤル はなして みなよ

0120-874-374

へいじつ とうきょうこども
平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00

とうきょうとうじどうそうだん (年未年始を除く)
東京都児童相談センター (子供の権利擁護専門相談事業)

かんが
考えよう! いじめ・SNS@Tokyo

いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つ
ウェブサイト・アプリ

- ◆「こころ空模様チェック」アプリを使って、
東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。
- ◆こたエールのネット相談受付フォームにつながります。

考えよう いじめ SNS

検索

とうきょうとうきょういくいんかい
東京都教育委員会



こたエール

ネット・スマホのトラブル相談

なやみゼロに

でんわそうだん 電話相談 0120-1-78302

LINE 相談 アカウント名「相談ほっとLINE@東京」

メール相談

こたエール

検索

げつ とう 15:00~21:00(祝日・年未年始を除く)

※メール相談は24時間受付

とうきょうと そうだん
東京都いじめ相談ホットライン

いじめ、^{がっこうせいかつ}学校生活、^{かぞく}家族・^{ゆうじんかんけい}友人関係、ヤングケアラー等に関する相談

24時間対応 0120-53-8288

メール相談

東京都 教育相談

検索

東京都教育相談センターホームページの「メール相談」をクリック

とうきょうとうきょういくいんかい
東京都教育相談センター

とうきょうとうきょういくいんかい そうだん とうきょう
SNS等教育相談 東京

とない ちゅうがくせい こうこうせい む
都内の中学生・高校生向けのSNS等相談

ニックネームや通称を使って相談することもできます。

毎日 15:00~23:00

受付は22:30まで

とうきょうとうきょういくいんかい
東京都教育相談センター



こころといのちのほっとライン

い 生きることに悩んでいる人のための相談

はなしてなやみ

0570-087478

毎日 12:00~翌朝5:30

とうきょうとうふくしほけんきょく
東京都福祉保健局

ヤング・テレホン・コーナー

ひこう 非行、いじめ、^{ふとうこう}不登校、^{はんざいひがいとう}犯罪被害等に関する相談

24時間対応 03-3580-4970

◆月～金 8:30~17:15 専門の担当者(心理職、警察官)

◆夜間、土日祝日・年未年始 宿直の警察官が対応

けいしちやう しょうねんそうだんがかり
警視庁 少年相談係

ふあん なや だれ みちか
不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる
しんらい おとな きさし そうだんきかん そうだん
信頼できる大人や、記載の相談機関に相談して
みましょう。

府中市いじめ防止対策推進条例(施行日 令和5年4月1日)

第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念 第4条 いじめの禁止 第5条 市の責務
第6条 学校及び学校の教職員の責務 第7条 保護者の責務 第8条 府中市いじめ防止基本方針
第9条 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会 第10条 府中市いじめ問題調査委員会
第11条 委任



本文はこちらから